

## 集中豪雨への対策及び被災者への支援を求める意見書

平成 22 年 7 月 15 日から 16 日にかけて梅雨前線の影響により発達した雨雲が発生し、岐阜県付近に停滞して記録的な豪雨となり、中濃・東濃地域を中心に大雨被害をもたらしました。

本市においても、未曾有の降雨量を記録したほか、床上浸水をはじめ、河川堤防決壊、道路陥没、土砂崩れ、橋梁損壊などの甚大な被害を受けました。

土田地内においては可児川の氾濫により、鉄道高架下の市道アンダーパスが一瞬にして濁流にのみこまれ、車両 49 台が流出し、3 名が行方不明となり、うち 1 名が遺体で発見されるという、痛ましい災害が発生しました。

本市では、現在、早期の復旧に向け全力を挙げて取り組んでいますが、被害規模・被害額ともに過去最悪であり、今後の復旧には多大な経費と労力が必要となる見込みです。

また、被災者支援の面では、被災者生活再建支援法や災害救助法に基づく国の各種支援制度は、適用基準の制約が多く、特に今回のような浸水被害に関しては、ほとんど救済されないことから、被災者は今後の生活に大きな不安を感じています。

よって、国におかれては、下記のとおり、早期の復旧をはじめとした災害対策に万全を期するとともに、局地的な豪雨に対する気象予報や避難勧告の在り方、高齢者・障がい者など災害時要援護者に対する避難・救助体制など、大規模災害対策の早急な確立と関連法の改正を含めた抜本的な見直しを強く求めます。

### 記

- 1 災害の被害状況に鑑み、早急に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講ずること。
- 2 被災箇所の早期復旧に向けた災害査定等の円滑な実施を行うこと。
- 3 被災地域における災害復旧や地域経済の早期復興に向けた財政需要の増加に対し、国庫補助金、特別交付税及び地方債の配分に当たって、特段の財政措置を講ずること。
- 4 浸水被害家屋の復旧に対し、被災者生活再建支援法による支援が受けられるように弾力的な運用を図り、今回のような大雨災害にも適用されるよう、制度の拡充を図るための法律改正を早期に行うこと。
- 5 災害予防対策の充実強化を図るため、次の措置について、地方自治体と適切な役割分担を図りながら、十分な対策を講ずること。
  - (1) 記録的な短時間集中豪雨の観測体制、予報体制の充実強化
  - (2) 避難勧告など防災情報の伝達を迅速かつ確実にを行う機能・システムの整備
  - (3) 河川堤防・砂防施設・水門の点検・整備をはじめ総合的な治水、土砂災害対策の推進及び道路施設の防災対策の強化

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成22年8月13日

岐阜県可児市議会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
内閣府特命担当大臣(防災)	中井洽様
総務大臣	原口一博様
財務大臣	野田佳彦様
国土交通大臣	前原誠司様
農林水産大臣	山田正彦様